

平成28年11月16日

選挙告示第6号

全国運転代行共済協同組合

総代選挙管理委員長 小倉 純一



総代選挙の適正な実施に関するお知らせ及びお願い

現在行われている総代選挙における選挙運動のあり方に関して、各地の組合員から、多数の問題が総代選挙管理委員会に報告されていることから、委員会において調査を実施いたしました。

その結果、判明した事実に基づき、本日、総代選挙の適正な実施のため、次の事項を決定しましたので、決定の背景にある問題の経緯を含めてお知らせするとともに、組合員各位におかれましては、今後総代選挙の選挙運動を行うに際し、今回お知らせする内容に十分留意した上で、適切に実施されるようお願いいたします。

記

1 長野県支部が特定の候補者を推薦する内容の文書を作成し、組合員に送付された問題

(1) 問題の内容及び経緯

ある組合員より総代選挙管理委員会に対して、今回の総代選挙において、支部が特定の候補者を推薦し、当選させるために動いているととれるような内容の文書を支部長名で作成し、支部に所属する組合員に送付しているが、問題があるのではないかという趣旨の連絡があり、実際に送付されたとされる文書の写しの提供があった。

(2) 調査の方法及び結果

総代選挙管理委員会の委員が、長野県支部長および文書に記載された候補者本人にそれぞれ電話し、事情を聴取した。

その結果、支部長および候補者とも文書の作成、送付等の事実関係についてはすべて認めた。

(3) 総代選挙管理委員会における決定の内容

- ・長野県支部長について

文書による厳重注意

- ・当該候補者について
文書による厳重注意

(4) 上記決定の理由

本来支部は、全国運転代行共済協同組合の公的組織であり、総代選挙との関係では公平中立の立場を維持する必要がある。

支部が関与する選挙活動については、前回平成26年の総代選挙においても、同様の事案があり、是正勧告や厳重注意という処分がなされた上で、組合員に対して注意喚起が行われており、支部長や候補者であれば、それが問題ある行為であることは当然に知っておくべきである。

また、今回の件が発覚したのは、すでに投票が終了した後であり、実質的な是正は不可能である。

以上の事情を踏まえ、総合的に判断した結果、上記の決定を行うこととした。

2 複数の県において、差出人不明の特定の候補者への投票を依頼する文書が送付された問題

(1) 問題の内容及び経緯

ある組合員より総代選挙管理委員会に対して、ある県において、「全国運転代行共済協同組合総代選挙告示」と題する、差出人不明の特定の候補者を推薦候補者として、その者への投票を依頼する文書が送付されているが、問題があるのではないかという趣旨の情報提供があり、実際に送付されたとされる文書の写しの提供があった。

(2) 調査の方法及び結果

総代選挙管理委員会の委員が、情報提供者をはじめ関係者にそれぞれ電話し、事情を聴取した。

その結果、文書は最初に情報が寄せられた1県のみを送られたのではなく、同一の書式で作成されて県名と候補者名のみが変えられた形で、多数送られていること、氏名が記載された候補者の中には、無断で名前を使用されたと主張する者もいることが判明した。

そして、この文書を作成して送付したのは、ある組合員（以下「A氏」という）とA氏と同じグループに属する複数の人物であるという情報が得られたため、電話にてA氏から事情を聞いたところ、A氏は文書の作成、送付等の事実関係については認めた上で、他に関与した人物の名前や役割分担等の詳細については、「言えない」として回答を拒んだ。

また、候補者の中に無断で名前を使用されたと主張する者もいることについては、A氏は否定したが、どのように本人の意思確認をしたのか等、それ以上の具体的な説明を聞くことはできなかった。

(3) 総代選挙管理委員会における決定の内容

A氏に対して文書による注意を行う

(4) 上記決定の理由

調査の結果、判明した内容を踏まえると、「全国運転代行共済協同組合総代選挙告示」と題し、選管又は組合事務局から送られたと誤認させる文書を、推薦候補者とされた本人の同意を得ることなく広く発信したと認定せざるを得ない。

組合員の中には、このような文書を組合の公式文書であると誤認した者だけでなく、発信者が記載されていないいわゆる「怪文書」として受け止めた者もいると考えられるところ、このような文書で「推薦候補者」とされたことにより、かえって支持を得られなくなる可能性もあるところ、本人に無断で推薦候補者として記載する行為は、当該候補に対する選挙妨害である。

これらは、公正な選挙の実施を阻害するものであり、総代選挙管理委員会として看過できない。

しかしながら、今回の件が発覚したのは、すでに投票が終了した後であり、実質的な是正は不可能である。

以上の事情を踏まえ、総合的に判断した結果、上記の決定を行うこととした。

3 特定の候補者を中傷する内容の文書が配布された問題

(1) 問題の内容及び経緯

ある候補者より総代選挙管理委員会に対して、今回の総代選挙において、当該候補者を中傷する事実無根の内容の匿名の文書が、同じ選挙区の他の候補により配布されているという趣旨の連絡があり、実際に送付されたとされる文書の写しの提供があった。

(2) 調査の方法及び結果

平成28年11月15日及び16日、総代選挙管理委員会の委員が、関係する両候補者本人にそれぞれ電話し、事情を聴取した。

その結果、文書を配布したとされる候補者（以下、「B候補」という）は、当該文書を所持していることは認めたものの、自身が作成したものではなく、匿名で郵送されてきたものを受領しただけであり、積極的に選挙運動に使用してはならない旨を主張するとともに、証拠として文書が郵送された際の封書の写しが提出された。

(3) 総代選挙管理委員会における決定の内容

口頭による注意

(4) 上記決定の理由

選管の調査能力には限界があり、必ずしも事実関係の全容について明らかになったとは

言えず、不明点も残るものの、B候補の主張には証拠となる物もあることから、選管としてはこれを受け入れることとした。

しかし、仮にB候補の主張通りに郵送されてきた文書を所持していただけだとしても、今回、文書の取扱いが軽率であったことは否めないことから、この点について、注意を行った。

以上